

第2回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録		
開催日時	平成27年8月28日（金）15時00分～17時00分	
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第2研修室	
議 題	1 開会 2 案件 （1）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて （2）地域コミュニティワークショップについて （3）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する提言について （4）その他 3 閉会	
出席者	委 員	伊藤 俊子 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、中口 則弘 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局	今西市民活動部長、松田市民活動部次長、柴田協働推進課長、園部地域活動推進課長、上西地域活動推進課地区調整主幹、深澤地域教育課課長補佐、今井協働推進課課長補佐 事務局（協働推進課まちづくり推進係）
開催形態	公開（傍聴人4人、報道関係者0人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画については、概ね事務局案をもとに今後具体化していく。 ・地域コミュニティワークショップの結果について、地域自治協議会設立に向けた支援のあり方や条例に基づく規則案の検討に活用していく。 ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する提言について、地域コミュニティ実態調査や地域コミュニティワークショップの結果をふまえ、地域自治協議会に係る条項を条例に追加することについて9月中に市に提言を行う。提言書については、本日の審議会で出た意見をもとに事務局で加筆・修正し、会長・副会長が最終確認を行い、その他の委員も目を通した上で、市に提出する。 	
担当課	市民活動部 協働推進課	
議事の内容		
1 開会 2 案件 （1）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて 事務局より資料1をもとに説明。今年度、奈良市市民参画及び協働のまちづくり推進計画の見直しを検討し、第2次推進計画の策定を行う。今回はその基本的な方向性について審議を行っていただきたい。なお、第4次総合計画後期基本計画との整合性を図るため、計画期間を平成28～32年度までの5年間とする。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 主な意見・質問は以下の通り。 ・資料1の施策の方向性について、「地域コミュニティへの帰属意識の向上」とあるが、「帰属」意識という考え方が市民の感覚とずれているように思う。そもそも人は地域コミュニティに「帰属している」という意識を持って住んでいるとは思えない。「地域コミュニティの一員であるという自覚もしくは意識の向上」というような文言に変えてはどうか。（室委員） ⇒仕事上の経験から、帰属意識については地域により差があり、中には帰属意識の高い地区もあるように思う。しかし、今大切なのは地域における人のつながりを 		

強くするという事なので、室委員がおっしゃるような文言の方が良いと思う。
(福尾委員)

- ⇒「地域におけるつながりの回復」など、帰属意識という用語をより適当な表現に変えた方が良い。(中川副会長)
- ・第4次総合計画後期基本計画との整合性を図るということは、後期基本計画において地域活動の推進、特に地域自治協議会の設立に向けた市の方向性が顕出するという理解で良いか。また審議会で議論している具体的な施策等についても総合計画に反映されると理解して良いか。(中川副会長)
- ⇒おっしゃるとおりである。(今西部長)
- ⇒地域自治組織への支援についての具体的なビジョンが気になるところである。いずれにしてもこの取組みは奈良市自治連合会と協働で進めていただいております、その意味で一番重要なのは双方の情報共有である。(澤井会長)
- ⇒現在市と協働で、概ね各ブロック1地区ずつ「地域コミュニティワークショップ」を開催しているとともに、自治連合会としては10地区を地域自治協議会の「パイロット地区」として選出し、その地区を応援していくつもりである。また、10月12日(月・祝)になら100年会館で、各自治会長・各種団体代表者を対象にセミナー(奈良市地域活動セミナー)を開催する予定である。市においても「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を開催するなど、取組みを進めていただいているが、人材支援、財政支援など支援をどうするかという部分がこちらに明確に伝わってこないため、もう少しビジョンを示してほしいというのが本音である。(中口委員)
- ⇒地域自治協議会設立に向けては、各段階で市からの支援内容が異なってくると考える。市は行政資源、民間資源、金銭的資源、そして情報資源を組み合わせた支援のあり方を考えていかなければならない。また、既に先行的に取り組んでいる地区への支援についても並行して行っていく必要がある。具体的には行政として地域自治協議会についてのひとまずの定義づけを行ったうえで、完全ではなくとも平成28年度予算に反映させていった方が良く考える。(中川副会長)

(2) 地域コミュニティワークショップについて

事務局より資料2-1~5-2をもとに説明。現時点で開催が終わったのが、中部Iブロックの済美南地区、西南部Iブロックの西大寺北地区、東部ブロックの6地区合同開催の3つである。ワークショップの開催により、地域自治協議会設立に向けた機運の高まりを事務局として感じており、今後はこの結果を、設立に向けた支援のあり方や条例に基づく規則案の検討に活用していく。

- 主な意見・質問は以下の通り。
 - ・私の地区でも今ワークショップを開催しているが、ワークショップをしたら行政は何をしてくれるのかとすぐに見返りを求める傾向が、いまだに一部の住民にあるのが事実である。ワークショップをふまえて私たち住民が何をしていくべきかという考え方を育てるよう、地道に取り組んでいかなければならないと感じている。(中口委員)
- ⇒ワークショップを開催された地区の女性防災クラブの方にお話を伺ったが、他の人が考える地区の良さや課題について知ることができ、非常に良い機会だったとおっしゃっていた。(伊藤委員)
- ・ワークショップの参加者はどのように集めたのか。またワークショップの開催情報等は公開されているのか。(渡邊委員)
- ⇒ワークショップの参加者については、実施する地区の自治連合会に依頼している。ただし、その際に地区で活動されている各種団体に幅広く声を掛けてほしい旨お願いしている。また、このワークショップは地域自治協議会設立に向けた1つのステップとして一部の地区で開催しているものであり、全市民に呼びかけて行うというものではないので、その点をご理解願いたい。(柴田課長)

- ⇒私の住んでいる地区でもワークショップが開催されているが、自治会長や各種団体の代表者が主な参加者かと思う。一自治会員である私にはワークショップの結果がまだ伝わってきていないので、今後この結果を地域の住民にまで伝えていくことで、地域自治協議会についての幅広い周知につながると思う。(室委員)
- ⇒情報の共有という観点から、こういった取組みについて地区内のワークショップに参加していない住民にも結果を報告することが大切である。また、ホームページに公開することで、さらに幅広い周知につなげていただきたい。(澤井会長)
- ⇒審議会の資料は毎回公開しているので、当然この資料も公開させていただくことになる。また、まだできていないが、市のホームページに、地域自治協議会についてのコンテンツも作成していく必要があると考えているし、作成していくことになると思う。(今西部長)
- ⇒全地区のワークショップが終了した後、協働推進課から自治連合会に実施結果等をいただくことになっている。(中口委員)
- ・椿井地区の講演会に参加させていただいたが、ワークショップではなく講演会という開催形式だった。ワークショップが行われた地区においては、大体同じような進め方だったのか。(中川委員)
- ⇒椿井地区については、地区の自治連合会長と調整した上で講演会を開催するという形になった。他の地区についても、その地区のコミュニティの結びつきの強弱等を考慮した上で、講師のファシリテーターと調整し、手法を変えている。(柴田課長)
- ・資料3-2、4-2、5-2を今後どのように活かしていくのかわからない。(辻中委員)
- ⇒詳細については今後、協働のまちづくり庁内検討委員会等を通して各部署にも投げかけ、全庁的に分析・検討を行っていく。(柴田課長)

(3) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する提言について

事務局より資料6をもとに説明。地域コミュニティワークショップや昨年度実施した地域コミュニティ実態調査の結果をふまえ、地域自治協議会に係る条項を条例に追加することについて9月中に市に提言を行う。

提言書については、本日の審議会で出た意見をもとに事務局で加筆・修訂正し、会長・副会長が最終確認を行い、その他の委員も目を通した上で、市に提言書を提出する。

なお、資料6の1ページ15行目に「第8条(地域自治協議会の設置)」とあるが、「第8条(学校の役割)」の誤記であり、訂正する。

- 主な意見・質問は以下の通り。
 - ・今回の提言は中間提言か、あるいは最終提言か。(室委員)
 - ⇒条例の見直しに係る提言としては、最終提言である。
 - ⇒提言の時期、議会への条例改正案の提出時期はいつごろか。またパブリックコメントの予定はどう考えているか。(室委員)
 - ⇒9月中に市に提言を行っていただき、早ければ12月議会、遅くとも3月議会に条例改正案を提出したいと考えている。ただし、パブリックコメントを考慮すると12月議会への提出は非常にタイトなスケジュールになる。(柴田課長)
 - ・なぜ地域自治組織が必要かという部分を、もう少し詳しく記載した方が良い。(室委員)
 - ⇒2ページの「(1) 主な論点」の部分を、もっと詳細に記述する必要があるという意見に賛成である。(澤井会長・中川副会長)
 - ⇒「主な論点」で地域コミュニティ政策、NPO政策の2点について記述されているが、より詳しく記述するのならそれぞれの政策ごとに項目を分けて記した方が良い。また、17行目「市民企画事業」について、事業説明を注釈として入れた方が良い。(辻中委員)
 - ⇒「主な論点」の部分にマクロの視点を入れた方が良い。例えば奈良市の財政状況

や職員数の推移について、おそらくどちらも縮小していると思うが、そういった数字を示した方が良い。(中川副会長)

⇒行政が担えなくなっている部分を地域が担っていくという受動的な観点だけでなく、「自分たちの地域を自分たちでつくっていくんだ」というポジティブな側面にも言及した方が良い。(澤井会長)

- ・ 4～5ページの規則案について、地域自治協議会の認定を取り消した際の告示が第6条に規定されているのに、認定をしたことに係る告示が第7条第3項に入っている。本来であれば第3条第3項に規定するべきではないか。(室委員)

⇒規則案については、再度事務局で法制に確認をとっていただきたい。(中川副会長)

- ・ 5ページの意見(抜粋)に、地域自治計画についてのそれがあるが、地域自治計画が基本構想、基本計画、そして実施計画と3層に分かれるのであれば、その3層の違いについて市民にもわかりやすい説明を追加した方が良いのではないか。(室委員)

- ・ 6ページ5行目「住民が集まる機会はないが、意識が高いケースがある」という部分について、もう少しわかりやすい記述に修正してほしい。(伊藤委員)

(4) その他

- 次回の審議会日程について

⇒提言書の提出後に具体的な日時を調整する。

3 閉会

以上